

外国人労働者受け入れ問題

労働組合の発言と行動に期待する

ある電機メーカーの組み立て作業場である。20人はいるだろうか。それぞれがコンベヤーの前で自分の持ち場を担当している。そこから発せられる作業者の言葉は山形弁、秋田弁、青森弁ありとまさに東北地方の村人が一堂に集まったかのぎやかさである。それもそのはず。その職場は農閑期に田舎から出てきた「季節工」の皆さんの職場である。

ここに本年度の本田自動車の季節工の募集要項がある。どこもそうだが農繁期の終わりのころになるとメーカーの労務担当がやってくる。人員を募るためである。応募要項を見る。給与は28万9600円。そこでよく見ると

「※詳細・2 交替勤務、21日勤務、残業20Hの場合」となっている。さらに●食事補助・月1万3000円●赴任・帰任旅費支給●社会保険完備（雇用・労災・厚生年金・健康保険）などが列記されている。企業によっては、毎年の常連者はラインのリーダー格になつている。また、故郷を離れての「出稼ぎ」である。いろいろな問題が出てくる。失踪と1-うケースもゼロではない。それらが労務担当

の最大の気苦勞であると言われている。さらに製造ラインによつては繁忙の度合いが異なる。あるラインはフルに時間外も含めて稼げる。あるラインでは定時が多い。そこでの収入の違いによるトラブルも発生する。

職場の実態を把握する日常活動を!!

また時間外、休日労働の労基法36協定は季節工など非組合員の労働時間にも及ぶ。であれば協定に責任を持つ労働者代表(労働組合)はその労働実態を把握していなければならぬであろう。さらに安全、健康管理もしっかりである。そこで今の国会の論議の的になつている「外国労働者の受け入れ」に関する法制定を、これら季節工や派遣労働者問題と重ねて考えたいと思うのが今回の提起である。

入国をしていく国籍は多々であり、言語も含めて生活、文化の違いも様々である。国内の地方弁どころではない。さらに受け入れ側の企業も一人社長に5人の外国人という事態もあり千差万別である。しかしその多くは、大手を元請けとして下請け中小企業である。その元請けの労働者代表が、下請け企業の現場の実態を把握する努力も必要とするとの指摘は誤りだろうか。

平成30年度1月から6月までの半年間に失踪をした外国人労働者はなんと4279名という報告もある。その失踪の原因は賃金に対する不満と報告されているが、その賃金は、時給714円から800円未満が5割。800円から900円未満が4割、900円以上が1割と報告されている。しかもその数字は政府が把握しているのではなく「公益財団法人」による調査であると言う。さらに1990年の経済企画庁が編纂をした論文「外国人労働者問題の理論分析」によれば、外国人労働者が単純労働にのみ就労すると仮定した場合、50万人流入すると単純労働の賃金は13.82%減少。さらに100万人となると24.24%減少という恐ろしい数字が報告されている。要するに日本人の給与は25%減るということである。長妻議員(立憲民主)のこの質問に安倍首相は「政府として答える立場にない」と逃げている。まさに無責任そのものである。このまま大量の外国人労働者を受け入れたら賃下げの加速と、非正規労働者あるいは高齢者の継続就労者へ影響は避けられない。

(衆・参国会予算委員会の質疑から)

最後にこの外国人労働者の受け入れに関する論議に国内の労働組合の関与が見えてこない。また過労死問題も労働組合の「顔」が見えなかった。雇用関係を問わず、全労働者への労働組合の社会的責任を強める必要があるのではないだろうか。(文責・降矢)

【資料】
政党要件が突き付けられる参議院選
5人未満の政党が認められる理由

来年2019年7月には参議院通常選挙があります。社民党は最低3議席の獲得を目指しています。私たちは小さくなりつつある社民党の今を守り、そして応援しなければなりません。そこで考えておかなければならないものに政党要件という規定があることです。その内容は次の通りです。

法律上、「政党」として認められるためには、5人以上の国会議員がいるか。もしくはその直近の選挙で2%以上の得票率を得ていなければなりません。残念ですが現在の社民党の議席は4です。よって「5人以上の国会議員がいるか」については対象外となります。しかし、政党要件は法律によって微妙に異なります。つまり議員数が5人未満であっても、政党としての「交付金の助成対象」を定める「政党助成法」によれば、「直近の国政選挙」（前二回の選挙）で、一回でも2パーセント以上の得票率を確保していれば助成金の交付が受けられると定めています。前三回と言えば2014年度衆議院選・2016年度参院選・2017年度の衆議院選のいずれかで、選挙区か比例代表選において2%以上得票していれば助成の対象となります。よって社民党は議席が4ではあるが、2014年度の衆議院

選・2016年度の参議院選で2パーセントを超えているので助成の対象となっています。また、仮に来年7月の2019年度参議院選で議席が取れなくとも、次の2022年度の参議院選までは政党助成金は交付されますが、その金額は大幅に減額することは間違いありません。（別表・社民党の得票率の推移を参照）

政党助成法と公職選挙法とは異なる

しかし、交付金の助成対象となる「政党助成法」と「公職選挙法」は異なります。

- 公職選挙法における「直近の国政選挙」とは前二回の選挙が対象となります。よって2016年度の参議院選で2パーセントを超えていますので来年の参議院選は公職選挙法の適用を受けられますが、来年の参議院で2パーセントを割れば二回連続の2パーセント割れとなり、次の国政選挙においては「政党助成法」上では政党ではあっても、「公職選挙法」では政党でないということになります。

しかし、小政党や地方政党が法律に従って現実の政党概念から追放されるわけではありません。しかし、国政選挙に関していえば「政党」とその他の政治団体・無所属候補の扱いの差は大きいということです。例えば法律で認められたポスターやビラの枚数、選挙カーの台数など、公職選挙法上の「政党」には別枠で数が認められています。その他の政党以外の候補は次の点で法律上大きく不利な条件で選挙運動を強いられることとなります。

◆総選挙及び衆議院補欠選挙では選挙区で政見放送に出演できません。

◆参議院選挙の選挙区における政見放送では、政党所属候補及び推薦候補でない候補は持ち込みビデオ方式が認められず、スタジオ録画方式のみとなります。

◆衆議院選挙での比例区の重複立候補は認められません。

◆政党は、比例区に1人からでも候補者を立てられますが、政治団体は、衆議院選では定数の10分2以上、参議院選では10人以上（選挙区と含めて）の候補者を立てなければなりません。

◆比例区選挙において、政党は既存政党と同一・類似の略称が使用できますが、政治団体は既存政党と同一・類似の略称は使用できません。（政党名は名のれない）

社民党の得票率の推移

1996年衆議院選	6.38%
2005年衆議院選	5.49
2007年参議院選	4.47
2009年衆議院選	4.27
2010年参議院選	3.84
2012年衆議院選	2.36
2013年参議院選	2.36
2014年衆議院選	2.46
2016年参議院選	2.74
2017年衆議院選	1.69



【地域からの報告】

小さな運動の積み重ねの中から

20年前に結成をされた「社民党がんばれOB・G福島の会」は、ようやく休眠状態を脱し「OB・Gニュース」の配布と読者の拡大が取り組まれていきます。これらは一重に地域の活動家の努力によるものであり、社会新報への折り込みや手渡し、あるいは定例の会議の席上などで配布をされています。

そして次の報告をいたします。「県の会」の会長に就任された杉原二雄さんの福島市議の時です。杉原さんは毎月50部余のニュースをもって後援会の皆さんの自宅を訪問しました。そして会員との対話は、市政報告も併せニュースの記事を材料にした退職後の生活や介護や医療などが話題となっていました。社民党県連の新春旗開きの時でした。杉原後援会はワンテールに集まっていました。その席でも、皆さんからニュースについての要望意見、そして杉原議員の訪問を心待ちにしていることが報告されていました。

また郡山地区の会は結成以来、地区運営委員によりニュースの会員宅配布が継続されてきました。雪の日もあれば雨の日もあります。玄関まで出てこられた会員からのねぎらいの言葉は元気を頂くものでした。この人間関係が20年間の継続のエネルギーとなっています。そして今般10月27日に第19回の総会が開催をされました。残念ですが年々参加者は

減少を続けてきています。免許を返した方、体調を弱らせている方、そして家族の介護にあたられている方々と外出は容易ではない実態にあります。また郡山地区の会ではもう一つの継続があります。それは総会出席の点検ハガキを総会案内に同封してニュースの配布時に届けます。そのハガキの返信率は年々増加をしているということですが、今年度は何と63%（125分の78）でした。さらに提言や意見の記入も多くなっています。これらは自宅配布の継続の結果と考えます。

運営委員の皆さんの努力が人間関係を大事にする小さな運動として受け止められた結果であることを報告いたします。

【寸評】

「年齢選択の自由」を考える

毎日新聞のコラム「水説」（11月14日「年齢選択の自由」）を取り上げる。論説者福本容子氏は述べている。オランダではマリファナも売春も安楽死も合法。同性婚を認める法律ができたのは2000年で世界初。12歳の子どもが親に内緒で医療機関から避妊具を受け取れる、無料で。そんな「現実的寛大さ」で知られるオランダにしてもこれには驚いたという。それは69歳の男性が20歳若返りたいから生年月日を変更する自由を裁判所に申し立てたと云う。つまり「45歳の肉体」という医師のお墨付きを持つてのことである。若さを

もって交際を求めたいとするだけではなく、法律上の年齢と意識の上の年齢を一致させ違和感なく暮らしをしたいというのである。

上記のようなオランダではあるが、よもや司法の判断がそれを認めることはないだろうとしながらも福本氏次のことを記している。

「年齢の若がりえりを法的に認めるとするとなれば年金の受給開始を遅らせることができる。若返り認定と引き換えに、年金や高齢者医療の国の支払い負担を減らそうなど言うことをゆめゆめ起こすことなかれ」と。

しかし、次の麻生太郎財務相の発言を聞くに危ぶむ。麻生大臣は23日の閣議後の記者会見で「不摂生が理由で病気になった人の医療費を、健康のために努力している人が負担するのはあほらしい」と指摘した知人の発言を紹介した上で、「いいことを言う」と同調したと新聞各社が一斉に報じていた。当然にして各界からも批判の声が上がり、現在開かれている国会の予算委員会の場でも追及をされた。さらに生産人口の減少を理由に高齢者の就労年齢を引き上げ、同時に年金受給開始年齢を70歳まで引き上げようとしている。将来的には75歳もあり得ることが見え見えである。福本論説委員の指摘をジョークと受け止めて良いのか。そんなことが頭を混乱させる理由となっている。



コーヒータイム



新米の時期・戦後の飢えを思い出す

新米が店に並んだ。5キロ2700円。一寸贅沢であるが毎年新米の味を楽しむことにしている。そして良く言われている「新米はおかず無しでもおいしく食べられる」ということを実感しながら味わう。同時に戦後の飢えを思い出す。「水菜・うるい・わらび・ウド」などの山菜と僅かなコメの炊き込み。今であれば「山菜炊き込みごはん」となるのだが。当時は塩味の汁いっぱいの「おじや」である。まず先に具を食べる。そしてお椀の底に残った僅かな飯粒を惜しみながら口にする。この記憶は生涯忘れることはないだろう。

そしてその夜、テレビは中東の難民の姿を報じていた。体はやせ細り、目玉だけが大きく広がっている子ども。それが「戦争と飢え」の結果であるとすれば73年前の私たちの経験と重なる。しかし、飽食の時代を過ごしている若者たちには、その事実を訴えたとしても実感として受け止められることは難しい。だが今身近に「飢えの事実」があることを話さなければならぬ。その一つに朝食をとらない児童が増えている。食べないのでなく「食べられない」のである。そして唯一の栄養補給は学校給食となっている。そして「子ども食堂」が開設をされた。それはまず学校に行

く前に朝食を食べさせたいという地域の皆さんの善意によるものである。

さて日本では年間約1700万トン（平成22年度推計）の食品廃棄物が出されているということが報じられている。そのうち売れ残りや期限切れの食品、そして食べ残しなど本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は500万トン〜800万トンと言われている。これは我が国におけるコメの年間収穫量（平成24年約850万トン）に匹敵し、世界中の飢餓に苦しむ人々に向けられた国際的食料援助総量（平成23年で年間約390万トン）を大きく上回る量と言われている。このことを忘れてはならないと心に聞かせながら今年も新米を楽しんだ。

飢餓の碑・遠野昔話から

江戸時代の宝暦5年、岩手県遠野領で春の田植は寒く、綿入れを着たままの焚き火をしながらの田植作業をしたと伝えられている。米はもちろん稗、粟、豆といった雑穀類も全く採れず大凶作となった。当時の人口約1万9千人、救済を受けた者7千5百人余、餓死者は3千人と記録されている。また領内から出奔した男女は5百人弱。主を失った空家が目立ったと伝えられている。

その遠野領、松崎字洞の里（現松崎町）に「飢餓無縁塔」ともいわれている「飢餓の碑」がある。別説として他領から流れついた人々がこの地で亡くなりその無縁仏を鎮魂する碑と

もいわれているが、いかに大飢饉だったかを物語り物でもある。そこで今もって語られているものがある。それは不作や飢餓に苦しんだ貧しい集落などでは、育てられない子供を間引きする（口減らしのために生まれたばかりの子を殺す）のは日常茶飯事だった。そこで次のような怖い語りの一部を紹介したい。

（遠野物語の抜粋・柳田邦夫）

「昔、貧しい農民の夫婦に子供が生まれた。その年は激しい飢饉に襲われていて、2人にはとても育てることができない。そこで仕方なく父親は子供を近くの崖から突き落として殺した。数年後飢饉も解消し、少しは生活に余裕ができ、2人には新しい子どもができた。子供は順調に成長して3歳になったある日、父親が子供と村のはずれを歩いていると、たまたま昔、子供を突き落とした崖に立ち寄った。父親は昔を思い出してすぐさまそこから立ち去りたかったが、子供は崖の下を覗きたいという。止める理由もないので父親は子供を崖まで連れて行った。すると突然子供は立ち止まって言う。

『もう落とさないでね』と」

遠野領、松崎字洞の里（現松崎町） 「飢餓の碑」

